

令和6年

12月高浜市議会定例会

参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
議案第 68 号	高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	3
議案第 69 号	高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について	5
議案第 70 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	10
議案第 71 号	高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	14
議案第 72 号	高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	15
議案第 73 号	工事請負契約の変更について	16

高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

1 制定の背景

- ・平成 29 年地方自治法改正は、住民訴訟制度について「長や職員の萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要」とする第31次地方制度調査会答申(平成28年3月)をうけ、過酷な個人責任や職務遂行上の萎縮効果等の問題を解決するため、条例によって軽過失のときの職員等の賠償責任額を制限できるよう法改正した(現在の地方自治法第243条の2の7第1項)。
- ・本条例案は、平成 29 年地方自治法改正の趣旨を受けて、高浜市における職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定するものである。
- ・市は、過去 10 年間、愛知県内の市町村としては最も多く住民訴訟が提起されているが(県・市町村課の令和6年4月調査時点)、判決された全ての事件で勝訴しており(令和 6 年9月時点)、市の財務会計行為が適法であることが、司法によって明らかにされている。
- ・一方、財務会計行為の裁量判断などは、裁判所の事後的な法的評価として適法性が示されるため、事前の予測が困難なものがあり、上記の状況のもと、職員等に個人では到底支払えない賠償額が発生する可能性が、市の運営上に萎縮効果を生じさせる状況となっている。

2 制定の概要

- ・本条例案は、職員等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額に所定の数乗じた金額とし、当該額を超える部分について免責するものである。(重過失の場合には免責されず、職員等は全額の賠償責任を負う。)
- ・地方自治法第243条の2の7第1項及び地方自治法施行令第173条の4は、限度額を条例で定める場合、会社法等の制度設計に倣った参酌基準(自治令第173条の4第1項)を参酌するものとし、参酌基準を参酌した上で、国家公務員等との比較(懲戒により停職となった国家公務員が最大 1 年間無給となり得ること等)によって定められた従うべき基準(自治令第173条の4第2項)の範囲内で、地域の実情に応じた基準を定めることができるとしている。
- ・参酌基準(自治令第173条の4第1項)を市に当てはめると、参酌基準によって算出された賠償額では、現実的には個人が到底支払えない額が生じる可能性があり(市長の場合、賠償責任の上限額は約9264万円。参考:二人世帯以上の貯蓄額の平均値 1904万円(令和 5 年度総務省家計調査報告))、小規模市として厳しい財政状況下に積極的な行政の執行が必要となる中、市の運営上の萎縮効果の低減という法の趣旨・目的が達せられない。
- ・そのため、従うべき基準(自治令第173条の4第2項)との間で条例基準を検討したところ、従うべき基準は、国家公務員等の比較(懲戒による最大停職期間等)をもとに定められていること、最高裁判所の平成24年各判決(最判平成 24 年 4 月 23 日等)に基づいて適法な基準として設けられていること、市の職員と国家公務員等の職責は同等に重いと考えられること等に鑑みれば、市長以外の職員について

は、従うべき基準によって責任限度額を定めるべきである(基準給与年額1年分)。

- ・市長においては、直接公選制で住民から信任を受け、市の統括代表者等として広い権限を有することに鑑みれば、職員と同じ基準とする事は相当でなく、市長の責任限度額は、職員の責任限度基準の2倍とすべきである(基準給与年額2年分)。
(本条例案と同じ内容の条例を定める自治体としては、箕面市、高槻市、守口市、香芝市、島本町がある。)

3 施行日

- ・公布の日から施行(同日以後の職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用)

4 関係条文

- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項・第2項

区分別の賠償責任の限度額

	条例案の限度額	参酌基準の限度額
	基準給与年額に次の数を乗じて得た額とする	基準給与年額に次の数を乗じて得た額とする
市長	2	6
副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	1	4
公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員	1	2
上記以外の職員	1	1

- ・従うべき基準の限度額:上記の全ての区分について、基準給与年額に1を乗じて得た額

※「基準給与年額」とは、損害賠償責任の原因となった行為の日を含む会計年度に支給される給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等を除く。)の一会計年度当たりの相当額をいう。

議案第69号関係

高浜市子ども医療費支給条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本市の区域内に住所を有し、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者をいう。</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者であるものとする。<u>ただし、高校生等が国民健康保険法又は社会保険各法による世帯主、被保険</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本市の区域内に住所を有し、<u>出生の日から、15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>この条例において「就学児」とは、「子ども」のうち未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）以外の者をいう。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就学児としない。</u></p> <p>(1) <u>高浜市障害者医療費支給条例（昭和48年高浜市条例第32号）による受給資格者</u></p> <p>(2) <u>高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年高浜市条例第32号）による受給資格者</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者であるものとする。_____</p>

者又は組合員である場合にあっては、当該高校生等を受給資格者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 略

(2) 6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者であ
って、高浜市障害者医療費支給条例（昭和48年高浜市条例
第32号）又は高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例
（昭和53年高浜市条例第32号）により医療費の助成を受
けることができる者又はその保護者

(3) 高浜市精神障害者医療費支給条例（平成19年高浜市条例
第18号）第6条第1項又は第3項に規定する医療費の支給
を受けることができる高校生等又はその保護者

（支給の範囲）

第4条 市長は、子ども（高校生等を除く。以下この項において同
じ。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法
の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医
療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定によ
り国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた
場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に
満たないときは、規則で定める手続に従い、当該子どもの保護者
である受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども
医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 市長は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者
は、受給資格者としな

(1) 略

(2) 就学児のうち高浜市障害者医療費支給条例による受給者で
あるものの保護者

(3) 就学児のうち高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例
による受給者であるものの保護者

（支給の範囲）

第4条 市長は、子ども_____の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法
の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医
療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定によ
り国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた
場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に
満たないときは、規則で定める手続に従い、当該子どもの保護者
である受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども
医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

3 前2項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方式の例により算定した額（当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（子ども医療費受給者証）

第5条 前条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則で定めるところにより、同項の規定による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 略

（支給の方法）

第6条 第4条第1項の規定による医療費の支給は、当該医療費を医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方式の例により算定した額（当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（子ども医療費受給者証）

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする 受給資格者は、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 略

（支給の方法）

第6条 市長は、受給者が医療機関等で子どもに係る医療を受けた場合には、第4条第1項の規定により医療費として当該子どもに

由があると認めるときは、受給者に対して支給することができる。

2 略

3 第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払うことによつて行ふ。

(支給申請)

第7条 前条第1項ただし書又は第3項の規定により医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

係る医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に対して支給することができる。

2 略

(支給申請)

第7条 前条第1項ただし書_____の規定により医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について

1. 改正の背景

子育て支援策の一環として、入院医療費無料化の対象年齢を18歳年度末まで拡大する。

2. 主な改正内容（高校生等への入院医療費の無料化に係るもの）

条例	項目	改正内容
第2条	「子ども」の定義拡大	・18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者
	「高校生等」の定義	・「子ども」のうち、15歳到達後の最初の3月31日を経過したもの
第3条	支給資格者	・子どもの保護者。ただし、高校生等が国民健康保険法又は社会保険各法による世帯主、被保険者又は組合員である場合は、当該高校生等とする。
	子ども医療費支給の対象外	下記①②については、公費負担医療を優先するため、子ども医療費支給の対象外とする。 ①6歳到達後の最初の3月31日を経過した者で、高浜市障害者医療費支給条例又は高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例により医療費の助成を受けることができる者又はその保護者 ②高浜市精神障害者医療費支給条例第6条第1項又は第3項に規定する医療費の支給を受けることができる高校生等又はその保護者
第4条	支給の範囲	・保険適用の医療費（入院）の自己負担分の全額
第6条	支給方法	・本人またはその保護者（現金給付）
第7条	支給申請	・規則で定めるところにより申請（福祉医療支給申請書等を提出）

3. 施行日

令和7年4月1日（この条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に関する給付について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。）

議案第70号関係

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>・高浜市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当</p>	<p>・高浜市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当</p>

該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

・高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して

該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)及び(3) 略

4～6 略

・高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対して

は支給しない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2)～(5) 略

・高浜市表彰条例の一部改正

(資格の喪失及び停止)

第11条 市政功労者又は市政功労表彰することに決定した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 略

2 略

・高浜市消防団条例の一部改正

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- (2) 略

・高浜市個人情報保護法施行条例の一部改正

附 則

(経過措置)

は支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2)～(5) 略

・高浜市表彰条例の一部改正

(資格の喪失及び停止)

第11条 市政功労者又は市政功労表彰することに決定した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 略

2 略

・高浜市消防団条例の一部改正

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- (2) 略

・高浜市個人情報保護法施行条例の一部改正

附 則

(経過措置)

第3条 略

2～5 略

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、公文書（高浜市情報公開条例（平成3年高浜市条例第48号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されている特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

7 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第3条 略

2～5 略

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、公文書（高浜市情報公開条例（平成3年高浜市条例第48号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されている特定の旧個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

7 前項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議案第71号関係

高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>

議案第72号関係

高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前										
<p>(名称及び位置等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 介護予防拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 宅老所においては、次に掲げる事業を行う。この場合においては_____、地域住民の自発的な活動及び活発な交流が適切になされるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	名称	位置	高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯	略	<p>(名称及び位置等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 介護予防拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高浜市宅老所「じい&ばあ」</td> <td>高浜市青木町四丁目7番地1</td> </tr> <tr> <td>高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 宅老所においては、次に掲げる事業を行う。この場合においては、<u>それぞれの宅老所の有する特性に応じ</u>、地域住民の自発的な活動及び活発な交流が適切になされるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	名称	位置	高浜市宅老所「じい&ばあ」	高浜市青木町四丁目7番地1	高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯	略
名称	位置										
高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯	略										
名称	位置										
高浜市宅老所「じい&ばあ」	高浜市青木町四丁目7番地1										
高浜市宅老所「いっぷく」～高浜市サロン赤窯	略										

吉浜小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について

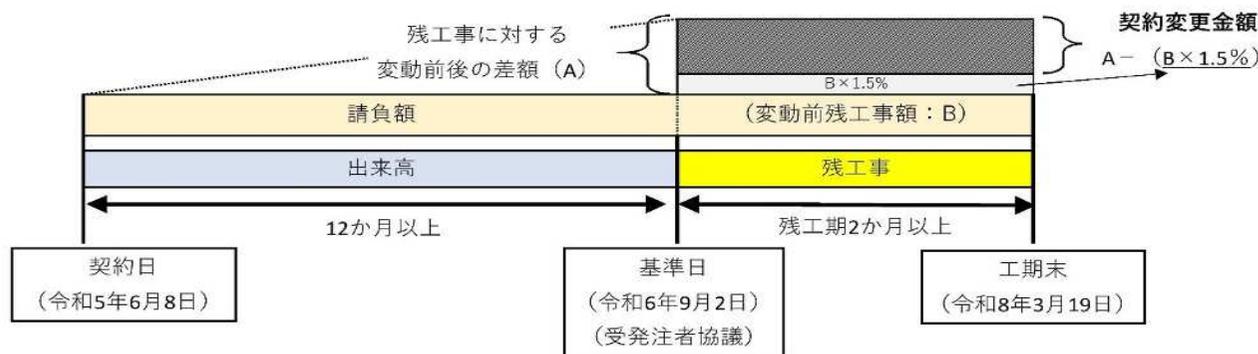
1 工事請負契約の変更理由

吉浜小学校長寿命化改良工事の残工事部分について、資材及び労務単価等の変動が生じたため、高浜市工事請負契約約款第26条第1項から4項の規定に基づき、基準日時点(※)の変動前金額と変動後金額との差額のうち、1.5%を超える部分について、工事請負契約の変更を行うもの。

※基準日：協議請求のあった日（令和6年9月2日請求）

2 契約変更金額

3,190万0千円（変更前：15億5,650万0千円 変更後：15億8,840万0千円）



(A : 3,700万0千円(税抜)、B : 5億0,700万0千円(税抜) ※端数処理あり)

3 主な対象工事

- ア 北舎1階～2階の内部改修
- イ 南舎1階～3階の内部改修
- ウ 南舎北、東、西面の外壁工事
- エ 外構工事